

国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程 平成17年3月23日 17教経 規程第11号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 省略</p> <p>二 保有個人情報 本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、<u>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第2項に規定する法人文書(同項第3号に掲げるものを含む。以下「法人文書」という。)</u>に記録されているものに限る。</p> <p>三～五 省略</p> <p>第3条～第50条 省略</p> <p>附則 省略</p> <p>別表 省略 様式 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 省略(現行どおり)</p> <p>二 保有個人情報 本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、<u>公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第5項に規定する法人文書(同項第4号に掲げるものを含む。以下「法人文書」という。)</u>に記録されているものに限る。</p> <p>三～五 省略(現行どおり)</p> <p>第3条～第50条 省略(現行どおり)</p> <p>附則 省略(現行どおり)</p> <p>別表 省略(現行どおり) 様式 省略(現行どおり)</p>	

附則(23規程第26号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。